

自衛官の居住場所に関する訓令（昭和 29 年防衛庁訓令第 19 号）に基き、航空自衛官の居住場所の細部に関する達を次のとおり定める。

航空幕僚長 空将 上村健太郎

航空自衛官の居住場所の細部に関する達

（営舎外居住の許可の基準）

第 1 条 自衛官の居住場所に関する訓令第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、航空幕僚長が定める基準は、営舎外居住の許可権限を有する者が適当と認める者とする。

（営舎外居住の取消）

第 2 条 営舎外居住を許可された者が他の部隊等に補職又は配置指定された場合には、その者の営舎外居住は当該発令等による異動完了日をもって取り消されたものとする。

（営舎内居住命令）

第 3 条 次の各号に該当する場合は、自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）（以下「施行規則」という。）第 55 条の規定に基づき、営舎外居住の自衛官に対し、営舎内居住を命ずることができる。

- (1) 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 6 章に規定する行動又はその準備のため必要がある場合
- (2) 早朝又は夜間訓練をその内容に含む教育訓練（実動部隊における練成訓練を含む。）に比較的長期間参加し、又はこれらの教育訓練を実施する場合
- (3) 交替勤務等早朝又は深夜出動を必要とする勤務に比較的長期間服務する場合
- (4) レーダーサイトにおいて勤務上必要があると認められる場合

（営舎外居住証明書）

第 4 条 自衛官の居住場所に関する訓令第 1 条第 2 項の規定により営舎外に居住する隊員及び営舎外居住を許可された隊員の所属する部隊等の長は、当該隊員に対し、営舎外居住証明書を交付するものとし、営舎外居住を取消された場合は、これを返納させるものとする。

- 2 営舎外居住証明書を交付された隊員はこれを常時携行し、正当な理由で提示を求められたときは、提示しなければならない。
- 3 営舎外居住証明書の様式、発行手続、再発行、亡失等の取扱いについては、基地司令等の統制するところにより部隊等の長が定めるものとする。
- 4 施行規則第54条に該当する場合は、前項に準じて取扱うものとする。

附 則

この達は、公布の日から施行する。

附 則（昭和30年9月14日航空自衛隊達第27号）

この達は、昭和30年9月16日から施行する。

附 則（昭和32年8月24日航空自衛隊達第31号）

この達は、昭和32年8月24日から施行する。

附 則（昭和33年11月18日航空自衛隊達第51号）

この達は、昭和33年11月18日から施行する

附 則（昭和34年3月10日航空自衛隊達第14号）

この達は、昭和34年3月10日から施行する。

附 則（昭和34年7月8日航空自衛隊達第48号）

この達は、昭和34年7月8日から施行し、昭和34年6月1日から適用する。

附 則（昭和36年9月15日航空自衛隊達第55号）

この達は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則（昭和37年11月12日航空自衛隊達第78号）

この達は、昭和37年11月12日から施行する。

附 則（昭和45年3月2日航空自衛隊達第5号）

この達は（昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月23日航空自衛隊達第17号）

この達は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月7日航空自衛隊達第7号）

この達は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年2月12日航空自衛隊達第15号）

この達は、昭和56年3月1日から施行する。

附 則（平成元年5月29日航空自衛隊達第31号）

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則（平成3年4月12日航空自衛隊達第16号）

この達は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日航空自衛隊達第 2 8 号）
この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。